

## 不妊治療にかかる費用の助成

高額な治療費や通院等経費、及び夜間早朝に受診する場合の実費宿泊施設利用料を助成し、不妊に悩む夫婦を支援します。

対象者は、法律上の婚姻している夫婦で、夫婦のいずれかが東洋町に住所を有する方になります。

### 【費用の種類】

#### ①特定不妊治療費

助成額：1回につき5万円以内（上限）

対 象：体外受精と顕微授精に要する費用



#### ②一般不妊治療費

助成額：1年度につき5万円以内（上限）

対 象：不妊検査、タイミング療法（不妊相談）、薬物療法（内服・注射）、手術経費、人工受精、その他一般不妊治療

#### ③通院旅費に相当する経費

助成額：受診1回につき、対象者の住所地から医療機関所在地までの往復最短経路で1kmあたり25円（上限往復200km）

対 象：夫または妻の住所地から通院する医療機関までの自動車における往復最短経路のうち、いずれか短い往復距離に要する旅費相当額

#### ④宿泊費又は宿泊施設利用料

助成額：受診日前後の宿泊または宿泊施設利用料1泊7,000円以内

対 象：夜間（21：00～7：00）に受診する場合の実費宿泊費または宿泊施設利用料（飲食経費や駐車料金等を除く）

※①、②については、高知県やその他の団体の助成額を控除した額から上記費用を助成します。

### 【申請の方法】

詳細は、お問い合わせください。

#### 【お問い合わせ】

東洋町役場住民課 保健衛生係

0887-29-3394